

## 賃金の不払いが発生したら、 迷わず労働基準監督署に相談、申告してください！

お勤めの会社で賃金の不払いが発生したときは、お近くの労働基準監督署にご相談ください。労働基準監督署では、賃金不払いなどの法令違反について会社に対して行政指導を行い、是正を図らせています。

賃金の不払いなどの相談窓口

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/index.html>



### 賃金が未払いのまま会社が倒産したときは

「未払賃金立替払制度」という、企業が倒産した場合に、賃金の一部※1を国が立て替えて支払う制度※2があります。労働基準監督署と独立行政法人労働者健康安全機構が制度を実施しています。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

- ※1 支給額は未払賃金の8割で、年齢により上限があります。ボーナスは支給対象となりません。
- ※2 未払賃金について、破産管財人などの証明または労働基準監督署長の認定や確認ののち、独立行政法人労働者健康安全機構が支払います。支払った賃金は、事業主に求償します。

未払賃金立替払制度の詳細

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shinsai\\_rousaihoshouseido/tatekae/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaihoshouseido/tatekae/index.html)



独立行政法人労働者健康安全機構

<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/417/Default.aspx>



未払賃金立替払制度

検索



## 賃金の不払いが発生した場合に利用できる 裁判所の民事手続を紹介します

以下の手続きは、通常の民事訴訟よりも**手数料が安く**、簡易な手続きで**迅速な解決**を図るものです。

### 簡易裁判所における手続き

#### ● 支払督促

裁判所書記官が、書面の審査のみで、金銭の一定額などの給付を命じます。

※相手方が異議を申し立てると訴訟手続に移行します。

#### ● 少額訴訟（60万円以下の金銭支払請求に限る）

原則1回の期日で審理し、直ちに判決を言い渡します。

※手数料は通常の民事訴訟と同額です。

#### ● 民事調停

調停主任（裁判官）と2人以上の調停委員からなる調停委員会が、非公開の話し合いにより、円満解決を図ります。

※賃金の不払い以外の個別労働紛争（例えば解雇など）でも申し立てが可能です。

### 地方裁判所における手続き

#### ● 労働審判

労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名からなる労働審判委員会が、原則3回以内の期日で審理し、事案の実情に応じた柔軟な解決を図ります。

※賃金の不払い以外の個別労働紛争（例えば解雇など）でも申立てが可能です。

※詳細は、最寄りの裁判所にお問い合わせください。

裁判所ウェブサイトはこちら→ <https://www.courts.go.jp/>